

香芝市告示第157号

香芝市DX推進本部設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年7月10日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市DX推進本部設置要綱の一部を改正する要綱

香芝市DX推進本部設置要綱（令和7年告示第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行欄に掲げる規定を、同表の改正案欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 案	現 行
（組織） 第3条 〔略〕 2・3 〔略〕 4 本部員は、教育長、危機管理監、香芝市行政組織条例（平成5年条例第4号）第1条に規定する部及び室の長、議会事務局長、教育委員会事務局教育部長並びに本部長が必要と認める者をもって充てる。 5～7 〔略〕 （部会の組織） 第11条 〔略〕 2 〔略〕 3 部会員は、危機管理監、香芝市行政組織条例第1条に規定する部及び室の長、議会事務局長、教育委員会事務局教育部長、会計管理者、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長並びに農業委員会事務局長が推薦する者のうちから、推進委員会の委員長が指名する者をもって充てる。 4 〔略〕	（組織） 第3条 〔略〕 2・3 〔略〕 4 本部員は、教育長、危機管理監、香芝市行政組織条例（平成5年条例第4号）第1条に規定する部及び室の長、議会事務局長、教育委員会事務局教育部長、<u>上下水道部長</u>並びに本部長が必要と認める者をもって充てる。 5～7 〔略〕 （部会の組織） 第11条 〔略〕 2 〔略〕 3 部会員は、危機管理監、香芝市行政組織条例第1条に規定する部及び室の長、議会事務局長、教育委員会事務局教育部長、<u>上下水道部長</u>、会計管理者、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長並びに農業委員会事務局長が推薦する者のうちから、推進委員会の委員長が指名する者をもって充てる。 4 〔略〕

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。